

資料提供年月日	平成20年 7月10日		
問い合わせ先	課名	水道局企画総務課	
	電話	直通	234-5906 内線
担当者	職氏名	統括審議監 和気満寿一	
	職氏名	課長	今川 眞

## 広 報 連 絡

<記者会見資料>

1 件 名 水道局職員互助会（如水会）積立金の一部を私的目的で着服した  
水道局職員に対する処分について

2 処分年月日 平成20年7月10日付

3 処分内容

（1）処分

ア 被処分者 水道局主任職員（30代）

懲戒処分 地方公務員法第29条第1項に基づく免職処分

イ 被処分者 水道局課長補佐級職員（40代）

懲戒処分 地方公務員法第29条第1項に基づく戒告処分

（2）訓告ほか 如水会役員を務める職員3名に訓告、2名に文書による嚴重注意、2名に口頭による嚴重注意を行った。

水道事業管理者が、本俸の10分の1 1月分を自主返納する。

（3）その他 本日、課長以上の職員を集め、水道事業管理者から綱紀の厳正と再発防止を訓示し、併せて職員に対し、水道事業管理者名にて綱紀の厳正と再発防止の注意喚起を文書をもって通達

（4）今回の処分に至った事案の概要等も含み、別紙のとおり

## 別紙

### 事案の概要

当該職員は、平成18年4月から水道局互助会（如水会）の事務を担当していたが、平成20年4月の人事異動後も、後任に事務引継ぎを要請されても引継ぎをすることなく、19年度（平成19年6月1日から平成20年5月31日まで）会計監査を受けるため、強く督促をしたところ、着服の事実を告白したものである。

その後、如水会会計監査を中心に平成18年度及び19年度の金銭の流れを調査、確認した結果、約1年11か月間、私的な目的で6,499,509円着服していることが判明した。後日、一部返済されたが、全額返済に至っていない。

また、課長補佐級の職員は、当該職員の上司であり、指揮・管理監督する立場にあつたにもかかわらず、事務処理を当該職員に任せ、適正な指導を怠ったものである。

### 処分理由

如水会は職員の会費のみで運営されているとは言え、如水会の事務を公務として担当していることから、積立金は公金に準じるものであり、それを着服し、また、今日現在、全額返済に至っていない。

この行為は、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を失墜させるものであるため、地方公務員法第29条第1項の懲戒事由該当として、「岡山市水道局懲戒処分の基準に関する要綱」に基づき処分を行ったものである。

また、上司である課長補佐級の職員に対し、管理監督責任を問い、同じく「岡山市水道局懲戒処分の基準に関する要綱」に基づき処分を行ったものである。

その他の職員についても、文書訓告、文書による厳重注意、口頭による厳重注意を行い、信頼回復と再発防止の注意喚起を図るものである。

水道事業管理者は、この事案が市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を失墜させるものであり、自ら律するため、本俸の10分の1、1月分を自主返納するものである。